

第3回 環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会

令和3年9月6日（月）

14：00～15：58

場所：オンライン開催

議 事 次 第

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

- （1）環境保全型農業直接支払交付金 令和2年度実施状況について
- （2）環境保全型農業直接支払交付金 令和4年度予算概算要求について
- （3）環境保全型農業の持続的な推進に向けた方向性の検討について
- （4）環境保全型農業直接支払交付金 SDGsの各関連目標への貢献見える化
（案）
- （5）その他

4. 閉会

(事務局) ただいまより第3回環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインによる開催とさせていただいております。御不便をお掛けしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日のオンライン会議では、通信環境の確保のため、委員長を除いて、ほかの先生方は御発言の際以外は、ビデオをオフにして御参加いただきますようお願いいたします。御発言される際には、ビデオをオンにした上で画面に向かって挙手いただけますと幸いです。

それでは、議事に先立ちまして、農業環境対策課持続・有機農業推進チーム長の小宮より御挨拶させていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局) 農業環境対策課の小宮と申します。

本日はお忙しい中、当委員会に御出席いただきまして、心より感謝申し上げます。また、日頃より農林水産行政の推進に当たりましては、格別の御理解と御協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして、重ねてお礼申し上げます。

さて、農林水産省では、既に御案内のとおり、本年5月に我が国の食料、農林水産業の生産力の向上と持続性の両立をイノベーションで実現しようということで、「みどりの食料システム戦略」を策定したところでございます。

先ほど紹介にありましたとおり、私の肩書も「持続・有機農業推進チーム長」ということで、聞き慣れない肩書になっておりますが、これは農産局内で、みどりの食料システム戦略を受けまして、局横断的に推進方策の検討やその推進を行うために結成されたチームでございます。以後、委員の皆様にもあらゆる局面でお世話になると思いますので、お見知りおきいただければと思います。よろしくお願いいたします。

このような体制を整えまして、今後、本戦略に掲げておりますCO₂のゼロエミッション化、化学肥料、農薬の削減、それからそれらを推し進めた形の有機農業の取組面積の拡大といった目標、この達成に向けまして、制度の検討やそれに必要な予算の確保をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

また、今月の国連食料システムサミットをはじめ、本年は生物多様性条約、それから気候変動枠組条約など、食料、農林水産分野に関係の深い国際会議が相次いでいるといった状況でございますので、こうした国際会議の場においても、我が国がまとめました、みどりの食料システム戦略をしっかりと打ち出して、アジアモンスーン地域での持続的な食料システムのモデル

としていきたいと思っております。

本日の委員会では、環境保全型農業直接支払交付金の令和2年度の実施状況、それからみどりの食料システム戦略を踏まえました同交付金の令和4年度の予算要求について御報告いたします。その次に、今後の取組といたしまして、環境保全型農業の持続的な推進に向けた方向性や、交付金のSDGsの各関連目標への貢献の見える化について委員の皆様と御意見を交わせればと思っております。

先ほども御案内のあったとおり、本日オンラインでの委員会ということで、委員の皆様には多大な御不便をお掛けしますが、是非対面会議と同様、忌憚なく様々な角度から御意見を賜ればと思っておりますので、最後までよろしくお願いいたします。

(事務局) 小宮チーム長は、本日都合により途中で退席とさせていただきます。

まず初めに、委員の皆様を五十音順に御紹介させていただきます。

明治大学農学部教授の市田委員でございます。

(委員) よろしくをお願いいたします。

(事務局) 千葉大学名誉教授の犬伏委員でございます。

(委員) よろしくをお願いいたします。

(事務局) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門農業生態系管理研究領域生物多様性保全・利用グループのグループ長補佐、大久保委員でございます。よろしくお願いします。

(委員) よろしくをお願いいたします。

(事務局) 京都大学大学院公共政策連携研究部教授の岡委員でございます。

(委員) よろしくをお願いいたします。

(事務局) 農業ジャーナリスト・フリーアナウンサーの小谷委員でございます。

(委員) よろしくをお願いいたします。

(事務局) 一般社団法人環境パートナーシップ会議副代表理事の星野委員でございます。

(委員) よろしくをお願いいたします。

(事務局) 宮城大学食産業学群教授の三石委員長でございます。

(委員) よろしくをお願いいたします。

(事務局) よろしくをお願いします。

当省側の出席者については、お手元の資料にございますので、そちらを御参照いただきますようお願い申し上げます。

初めに資料を確認させていただきますので、事前に郵送いたしましたお手元の資料を御覧ください。

A4サイズ1枚で議事次第と出席者の一覧、配付資料一覧がございます。それ以降、資料番号を付してありまして、資料1としまして、令和2年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況、資料2としまして、令和4年度環境保全型農業直接支払交付金の概算要求の概要、資料3としまして、環境保全型農業の持続的な推進に向けた方向性の検討について、資料4として、環境保全型農業直接支払交付金SDGsの各関連目標への貢献見える化（案）、それから参考資料としまして、環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会の設置要領とみどりの食料システム戦略の概要をお付けしております。

もし不足している資料がございましたらお知らせください。急ぎメール等で送付させていただきます。

次に、幾つか注意事項がございます。

本日の会議は公開となっており、資料及び議事録につきましては、原則として公開する予定としております。また、議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、御発言の委員のお名前を伏せた上で後日公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様の通信や音声等にトラブルが生じた場合は、右下のチャットボタンでお知らせいただくか、事務局まで御連絡をお願いいたします。

オンラインで傍聴の皆様におかれましては、カメラとマイクをオフにして御参加いただき、御発言や会議の録音・録画は御遠慮いただきますようお願い申し上げます。注意事項をお守りいただけない場合には、オンライン会議室より退出いただく場合もございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、議事を開始いたします。

なお、ホームページでお知らせしましたとおり、冒頭のカメラ撮影はここまでといたしますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の議事運営は委員長にお願い申し上げますが、本日はオンライン開催ということもありまして、委員長のインターネットネット接続に問題が生じた場合には、適宜事務局の方でフォローさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員) ありがとうございます。それでは、これから議事に入りたいと思います。

議題の一つ目、令和2年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況について、資料1を事

務局から御説明お願いいたします。

(事務局) 事務局から資料1で令和2年度の交付金の実施状況について、ポイントを絞って御説明させていただければと思います。

画面で共有はしておりますけれども、資料ページ、1ページから御説明させていただきます。

まず、この交付金制度につきましては、平成27年から令和元年までを第1期、令和2年度から令和6年度までを第2期としまして、対策を実施しているという状況でございます。この令和2年度の実施状況については、第2期対策の初年度ということでございます。

1番の(1)実施市町村数でございます。令和2年度につきましては841市町村、全国の市町村数1,718のうち49%となっております。

それから、(2)実施件数及び実施面積でございます。令和2年度につきましては、実施件数は3,155件、実施面積については8万789ヘクタールとなっております。表中に令和元年度の実績を参考で掲載させていただいております。今回、実施市町村数、実施件数の方につきましては減少という形になっておりますけれども、取組を実施している農業者の少ない市町村において、担い手不足や高齢化による取組の継続が難しい農業者などがあったことが主な要因としまして、それぞれ減少しているところでございます。

一方、面積につきましては950ヘクタールほど増えたという状況でございます。これにつきましては、新たに取組のメニューを増やしたという点と、大規模な農業者団体が更に面積を拡大したことから、逆に増えたという状況でございます。

2番目の支援対象取組別実施面積でございます。実施面積8万780ヘクタールのうち、これを支援対象取組別に見ますと、一番多いのが地域特認ということで2万5,959ヘクタール、全体に占める割合は32%、次いで堆肥の施用1万9,127ヘクタールとなっております。

表1中の全国共通取組、8メニューございますけれども、このうちリビングマルチ、草生栽培、不耕起播種、長期中干し、秋耕の5取組につきましては、この第2期対策、令和2年度から環境保全効果が高いということで、新たに全国共通取組のメニューとして追加したところでございます。

特に長期中干しにつきましては、秋田の大潟村や新潟で大きく取組が開始されたことから、全体的な面積が増えたという状況でございます。

続きまして、2ページ目でございます。

3番で作物区分別の実施面積ということで掲載しております。全体としまして、水稻が一番多く5万5,679ヘクタール、次いで麦・豆類が1万236ヘクタールという状況でございます。こ

れはほぼ令和元年度と状況は変わってございません。

4番、地域ブロック別実施面積でございます。地域ブロック別に見ますと、東北が2万525ヘクタール、全体に占める割合は25%で最も多く、次いで北海道の1万8,910ヘクタールとなっております。

3ページにまいります。

地域ブロック別・支援対象取組別の実施面積ということで、一番多い東北ブロックにおいて支援対象取組別に見ますと、堆肥の施用が7,655ヘクタールと最も多く、次いで地域特認の4,716ヘクタールという順になってございます。東北につきましては、地域特認の方が2番目に多いというところでございますけれども、こちらはIPMと組み合わせた畦畔除草等の取組等が含まれているという状況でございます。

近畿につきましては、地域特認がおおむね8割を占めているという状況でございますけれども、これは滋賀県の方で水質保全等に対する取組が広域に取り組まれているということで、地域特認の割合が大きくなっているという状況でございます。

4ページにまいります。

6番で地域ブロック別・作物区分別の実施面積を掲載しています。

北海道を除いては、水稻が中心となっているという状況ですけれども、北海道におきましては、麦・豆類、いも・野菜類等の畑作的な面積が多いという状況でございます。

私からの説明は以上になります。

(委員) ありがとうございます。それでは、ただいま御説明があった内容について、委員の皆様から御質問があればお願いいたします。

なお、本日はオンライン会議ですので、発言される際はビデオをオンにした上で、画面に向かって挙手を頂き、お名前をおっしゃった上で発言をお願いいたします。

それでは、御質問お願いいたします。

取りあえずよろしいですか。もし今の段階でよろしければ、後ほどまたまとめてでも結構です。すぐに今特別にということがなければ、先に行きたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次に、資料2について事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局) 資料2を御覧ください。資料2は、令和4年度の環境保全型農業直接支払交付金の概算要求のペーパーになります。

環境保全型農業直接支払交付金については、皆様御承知のとおり、農業者団体等が化学肥料

及び化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い有機農業や堆肥の施用等の営農活動に対して支援を行ってきたものになります。

こちらに関しては、昨年は右肩括弧にありますように、24億5,000万円、約25億円の予算とさせていただきますけれども、本年度の概算要求では29億2,600万ということで、昨年度から比較すると4.7億円ほど増額要求させていただいているところです。

R4年度に関しましては、みどりの食料システム戦略を踏まえて左側の1、環境保全型農業直接支払交付金本体のメニュー全体に関しまして増額要求させていただいたところです。

みどりの食料システム戦略の中で2050年までに有機農業の取組面積を25%、100万ヘクタールまで拡大する目標や、化学農薬（リスク換算）の5割減とか、化学肥料の3割減といったKPIを打ち立てて、環境保全型農業や有機農業を推進していくとしており、それらをより推進するために増額要求をしているところです。

また、今回加算措置を令和4年度拡充事項として要求しているところです。

加算措置には2種類ございまして、一つは環境保全型農業など取組拡大に当たって課題となる化学農薬の使用低減ですとか、病虫害の侵入リスクの最小化のために行う周辺農地の除草とか、そういった整備活動に要する経費を環境整備加算といった形で10アール当たり1万円という交付単価を設定して、加算措置として要求しているところです。

2つ目の加算措置としては、取組拡大の際に課題となっている新規取組者の技術習得等を農業者団体などが指導するために必要な経費についても、この交付金の中で加算措置として支援したいと考えています。

これらの支援によって、有機農業だけでなく、化学農薬、化学肥料の使用量の低減に取り組んでいる農業者を含めて、皆様方の取組、農業者の方々の取組を推進して、みどりの食料システム戦略の実現に貢献していきたいと考えているところです。

環境保全型農業直接支払交付金は、生産者、農業者の方々に対する直接的な支援ですが、これ以外にも今回、みどりの食料システム戦略を推進していく上で必要な周辺環境の整備ですとか、研究開発に必要な費用というのも要求しており、みどりの戦略の実現に資する研究開発・実証プログラムの推進に65億程度、みどりの食料システム戦略の構築に向けた地域の事業活動の支援に30億円程度要求しているところです。

令和4年度の概算要求に関する資料2の説明は以上になります。

（委員） ありがとうございます。ただいま御説明のあった内容について御質問があれば

お願いいたします。

(委員) 今、御説明の最後にあった30億円と65億円というものは、これは局横断的なものですか。みどりの食料システム戦略のための別枠の予算があるのですか。

(事務局) 局横断的なものになります。主に大臣官房環境バイオマス政策課が中心となつて取りまとめておりますが、様々な関係部局が入って一緒に要求しているところです。

(委員) 環境直接支払に関連したものがこの大臣官房の予算の中にも入っているということですか。

(事務局) 環境直接支払の金額はこの30億とか65億とは別に29億を要求しているところです。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(委員) もし差し支えなければというか、今分かれば皆さんの参考までに教えていただきたいのですが、24億5,000万を29億2,600万ということで、5億ぐらい増額要求されていますが、日本型直接支払全体としては、去年と比べてどのくらいになるのでしょうか。その辺を教えてください。皆さんも全体の中での位置付けが分かると思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) 日本型直接支払は、御存じのように環境直接支払以外に2支払あって、全部で3支払になりますが、その合計金額としては781億となっております。環境直接支払は今回4.7億円増額させていただいていますが、多面的機能支払は約3億円、中山間支払は約1.8億円増額ということで、環境直接支払の方が割合としては大きく増額しているところです。

(委員) 来年度から予定している加算措置というもののの中の環境整備加算で、不良農地を整備する活動が入っていますが、これを入れられた何か根拠というのがあるのかというのが1点と、あと実際にこれが認められて活動が始まったときに、どのように検証・確認をされるのかということに関して教えていただければと思います。

(事務局) 今回、環境整備加算を始めた根拠に関してですけれども、環境保全型農業の取組を進めていく中で、近隣農地の管理に不備がある等で病害虫が発生しているといった事例等もあったりしますので、そこに対しても支援していくことで、環境保全型農業をより推進していきたいと考えていたところです。

これまで環境保全型農業の交付金の中では、堆肥の施肥とかカバークロップとか、それらの取組自体に対する掛かり増し経費は見てきましたが、農地の周辺にあるようなところに対する支援措置というのは見てこられなかったものですから、これまでとは違う視点での加算措置を考えたところです。

検証方法に関しては、御指摘のとおりといたしますか、どのように検証していくのか、事務的な負担の増加に関しても今後更に検討していかなければいけないところではあると思いますので、先生方の御知恵とか、現場でのこういった声があるとか、いい事例とかありましたら、また御相談させていただければと思っているところです。引き続きよろしくお願いいたします。

(委員) ありがとうございます。

(委員) 質問で、全国共通取組のところに有機農業があって、注1となっていて、国際水準の有機農業というのが要件であって有機JAS認証取得を求めるものではないと書いています。みどりの食料システム戦略も含めて、いつもこういう有機農業を語るときに分かりにくいと思うのが、どんなふうに定義をしていますかという点と、国際水準の有機農業というのは有機JASと違ってどういうものですかという点です。誤解を生みやすい気もするので、その辺りをどんなふうに間違わないように、具体的に地域に向けて説明されているのか教えていただきたいです。

(事務局) 分かりづらい記載となっております申し訳ありませんが、まず国際水準の有機農業を実施していることが要件となっていることについては、有機JASの認証は取ってなくてもいいですが、国際水準の有機JASと同等の作業はしていただきたいと考えています。

なので、その部分が現場の方々にも分かるように周知していかなければいけないというのは本当におっしゃるとおりで、ちょうどこの国際水準の有機農業を要件としたのはR2年度からでして、コロナ禍等もあり、説明が現場でなかなか難しい時期もあったりしました。今後も引き続き農家の方々には、有機JAS認証は取ってなくてもいいのですけれども、国際水準の有機農業をやっていることを要件としてお願いしていきたいと思っております。

具体的に何か問題点等、感じておられるようでしたら、また教えていただければと思います。

(委員) 有機農業という言葉自体がこのみどりの食料システム戦略も含めてなんですけれども、ちょっと誤解を生みやすいなと感じています。自然栽培と有機が何か近いけれども違うという、内部で分かれているような話も聞いています。さっきのお答えに関して一つ思ったのは、つまり本人が認証はもらっていないけれどもやっていると言えば、全部うのみというか、もう横流しで全部オーケーになっちゃうのかという、その辺の危険性みたいな部分とかがちょっと気になったということと、有機農業という言い方、今更という感じですけども、この言い方で大丈夫なのだろうかと、ちょっと雑駁ですが、以上です。

(委員) ありがとうございます。御指摘の点ですが、みどりの食料システム戦略で2050年までに100万ヘクタールと大きく挙げていますね。そうすると、多分そこに関係してきます。

環境保全型農業のこの直接支払交付金のところで、かなり細かく決めて実施しているうちは良いのですけれども、それが最後に多分御説明あると思いますが、この100万ヘクタール、2050年とか、こう出してしまうと、それを達成するためには何でもかんでも有機にになってしまうというリスクが出てくるので、この辺は慎重に進めていった方がいいかなと思うのですが、委員の先生方、いかがでしょうか。私も似たようなことは感じたのですが。

事務局の方か、委員の先生の方、いかがですか。この有機農業の説明を含めて。

(事務局) 少し事務局から補足させていただきます。

まず、我々の方で有機農業という言葉を使うときには、基本的には有機農業推進法に基づく定義で定めた有機農業だと思っておりますので、先ほど委員からもあった自然農法とかはどうなるのというのは、基本的に有機農業推進法ですと、農薬を使わない、化学肥料を使わないというところになっていますので、かなり広い意味での有機農業です。ただ、これだけですと国際的には通用しませんよということですので、国際水準並みのといったときには、例えば一番分かりやすいのは転換期間だと思いますが、転換期間中も含めて有機農業を行っていて、いつでもJASは取れますよというような形のところを国際水準並みとなっています。

ただ、委員からも御指摘のあったとおり、JASを取っていないで国際水準並みの有機農業をやっている人たちをどうやって確認するのというところは、我々も実は今課題と思っております、ここの数字をどうやって正確に取っていこうかなというのは、今後の検討とさせていただければと思っています。

いずれにいたしましても、みどりの食料システム戦略では100万ヘクタールというのは国際水準並みということですので、JASは取っていなくても、それと同等の形で有機農業をやっている人たちを含めて100万ヘクタールですよということになります。

あともう一つ付け加えますと、では普通の有機農業推進法に基づく有機農業はどうするのということですが、いきなり国際水準から入っていくのはなかなかハードルの高い話ですので、まずは広義の意味での有機農業を推し進めていった上で、より国際的にも通用するように国際水準並みへということで高度化していきたいというのが基本的な考え方です。

(委員) 国際水準と日本の有機農業推進法という有機農業は、かけ離れていることはないと思うのですが、日本の有機農業の定義というのは、推進法上はコーデックスという、国際水準の有機農業の定義に基づいていると聞いています。ここでみどりの食料システム戦略との関係で、国際水準を強調しているということは、有機農業推進法で定義したような有機農業の定義と違うということなのですか。

(事務局) 分かりにくいかもしれませんが、コーデックスに準じているのが有機 J A S と認識していただいて、有機農業推進法に基づく有機は、純粹にはコーデックスに準拠はしていない状況で、一つ取組としては下になります。

なぜわざわざ国際水準ということをやったのかということですが、一つはやはり有機農業の国内需要を満たしていくということももちろん大事ですが、世界的な有機農産物に対する需要の拡大というのを考えますと、輸出の非常に有効な手段の一つとなり得るかなというところもございますので、目指す方向としては国際水準ということで計画を立てさせていただいているというところでございます。

(委員) 分かりました。どうもありがとうございます。

(委員) よろしいでしょうか。この辺のところは、受け取る方が各々の言葉の意味を一人一人みんな違った世界を持っていますので、かなり丁寧に説明していかないと、言い訳のように聞かれるとまずいと思います。せっかく日本型支払の中でしっかりと予算を取り、これから拡大していくのであれば、そこら辺をよく分かるような形での丁寧な説明を是非心掛けていただきたいなという気がいたします。

よろしいでしょうか。それでは、次へ行きたいと思います。資料 3 について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局) 資料 3 につきまして、御説明させていただきます。

環境保全型農業の持続的な推進に向けた方向性の検討ということで、今回、この第 3 回の検討会で提起といいますか、キックオフということで、皆様に御議論・御助言いただきたいというところでございます。

資料 2 ページ目をご覧ください。環境保全型農業の持続的な推進に向けた方向性の検討ということで、まず四角の囲みの中で背景等を御説明させていただきます。

先ほど事務局から御説明させていただきましたけれども、5 月にみどりの食料システム戦略を策定し、化学肥料・化学合成農薬の低減と有機農業の拡大を図っていくこととしています。今後、有機農業をはじめとする環境保全型農業の更なる推進を図る中で、この交付金制度につきましても、持続的かつ効率的に運用していく必要があります。

一方、先ほど実施状況の方でも御説明しましたが、基幹的農業従事者が高齢化しているという状況の中、この環境保全型農業の取組をやめられる方や離農する方も多い状況で、現行制度の維持すら困難になる状況になるのではないかとというご指摘がございます。

この状況を踏まえまして、今後予定されております中間年評価、最終年評価を経て、第 3 期

対策、これは令和7年度が開始年度となる予定でございますけれども、その制度の見直しに向けまして、この交付金制度、環境保全型農業の持続的な推進に向けた、この交付金の在り方につきまして検討していく必要があるのではないかという背景がございます。

続きまして、検討の論点でございます。

1つ目としまして、今後、有機農業を始めとした環境保全型農業、これを面的な拡大に向けて推進をしなければいけないという状況でございますけれども、取組の維持・拡大ということで、まず検討に当たっては、現行の環境保全型農業に取り組んでいる農業者に対して、維持・拡大する上での問題点、課題等を調査して、その結果を基に制度評価や見直し等をやっているかどうかというところでございます。

もう1点としまして、これまでこの交付金制度の中でアンケート調査をしてきましたが、その対象は、環境保全型農業に取り組んでいる農業者でした。今後、このアンケート調査等をやるに当たっては、環境保全型農業を実施していない農業者にも環境保全型農業の意識だとか、開始する上で抱えている課題等を調査して、制度評価や見直しに活用してはどうかということでございます。これについては、令和4年度予算として要求してございます。ここについては先生の皆様から、こういった点を把握した方がいいのではないかとか、そういった点等を含めまして、幅広に御意見を頂ければと思っております。

②でございますけれども、交付金制度の持続的かつ効果的な運用についてということでございます。本交付金の制度の持続的かつ効果的な運用に向けまして、特に高齢化等に伴い取組を断念される方も出てくる中で、新たに環境保全型農業に転換してもらう農業者を増やしていくというのが一つ課題になってきますが、そのような方に十分な支援を行うということで、何とか面的拡大に向けて推進していけるような在り方を検討していったらどうかということでございます。

その中で、下の方に矢印で、こういうことを考えていったらどうかという例を記載させていただいておりますけれども、一つは、現在、環境保全型に取り組んでいる農業者の経営等が安定して、自律的に環境保全型農業を行えるようになった場合、どう対応していくか。

それから、2つ目として、環境保全型農業への習熟だとか資材価格の変化による掛かり増し経費の変化等を考慮した交付単価の在り方等を考えていってはどうかということでございます。交付単価につきましては、適宜調査をしまして、定期的に見直しを行っておりますけれども、今回、習熟具合だとか、そういう点も踏まえて考えていってはどうかということで、例として挙げさせていただいております。

今後の予定ですが、令和3年度中にアンケートの項目などをこの第三者委員会でお諮りさせていただいて、アンケート内容等の方を決定していくと。4年度の方に実査ということで実施していきたいと考えてございます。今回につきましては、キックオフということで、持続的な推進に向けて、こういうことを調べた方がいいのではないかと、また別の論点等がございましたら前広に御助言いただければと思ってございます。

私の方から説明は以上でございます。

(委員) ありがとうございます。これに対しては、これからのことでもありますし、2つ論点を出していただきましたけれども、これまで委員の先生方が関わってきて、考えていることや感じたことがたくさんあると思いますので、フリーにいろいろ言えるタイミングでもあります。是非御意見を出していただければと思います。いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

(委員) 掛かり増し経費のところですが、全国一律の取組と地域特認のようなものがある。それから、あるいは、例えば冬期湛水管理と、それから長期中干しという、時期も違うし、水分条件として全く逆のものを目指しているところもあるので、これからの議論になると思うのですが、この掛かり増し経費に対する習熟度とか資材価格だけではなくて、やはり地域の特性とか、あるいは気候条件とか、そういうものも考慮するべきではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

(事務局) 地域特認につきましては、地域ごとに特性だとか気候状況等がございしますので、それぞれ地域から申請が上がってきて、効果があるものについて認めてございます。引き続き、地域からの申請は随時受けつつ、幅広に取組の拡大等をしていければと考えてございます。

(委員) 4ページ目に書かれているように、既に設定されている取組を更に推し進めていくときに、単価をどうするかという質問をさせていただいたのですが、ちょっとお答えいただいているような感じがしますが。

(事務局) 単価につきましても、申請に当たりましては実際の掛かる経費を、都道府県から資料として提供していただいております。それを別途開催します技術検討会等で精査していくわけですが、実際の単価、資材価格だとか、地域によって若干価格は違ってくるという状況はあり得ますので、そちらも踏まえて、実態に見合った単価設定にできればと考えてございます。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(委員) 多分このあたりは、もう少しその地域の事情がいろいろあるでしょうから、本当

に全国一律の単価でいいのかというと、やはり地域独特の状況があると思います。それをどこまで考慮するかというと、少し内容が細かくなると思いますので、問題意識として是非共有しておきたいと思います。

(委員) 私も掛かり増し経費についてですけれども、この②で持続的な運用と言われているということの意味は、交付単価を下げられる可能性を探っていくということですね。そうすると、掛かり増し経費が何かの事情で習熟とかその他の事情で下がっていく傾向が見られないと、ここで取り上げる意味はないと思うのですけれども、今まで掛かり増し経費が下がる傾向は見たことがないような気がします、実績としてどうなのでしょう。そういう可能性はあるのですか。

(事務局) 掛かり増し経費の変化に着目した調査というのは、これまでしっかり掛けていなかったもので、改めてそういった実態があるのか含めて、検討していくことがいいのではないかと考えております。

(委員) 分かりました。これから調査するということですね。実は予想としては、掛かり増し経費、下がっていかないだろうと思うのですよね。そうすると、もし有機農業が拡大していくのであれば財政は拡大していくほかはない。それと、この持続的運用というのは何を指すのか、多分見込みないような気が今はしていますけれども。

(事務局) 交付金の在り方含めて、どうやれば持続的に環境保全型農業を推進していけるかという冒頭の問題意識の中で、今後農業者の高齢化とかで手間の掛かる作業が難しくなっていくといった御指摘もある一方で、例えば除草の技術が習熟していくことで、これまで3回除草をやっていたのが2回で済むようになり掛かり増し経費も下がっていくといった可能性もありますので、幅広く実態を把握した上で、今後どのような制度の設計・運用をしていけば持続的な推進ができるかということで今回御提案させていただいております。

(委員) はい。論理は分かりました。

(委員) 今、委員が言われたのと似たような点ですが、取組農業者の経営が安定しという点についても、農業は御存じのとおり経営がなかなか安定しないですね。何をもちて経営が安定したのかという、こういう突っ込み方をされると、これはこれでまた、なかなか大変な話になってくるかなという感じもするので、その辺を含めて、持続的かつ効果的な運用のところは、少し議論が必要かなと思います。

(委員) 4ページ目に掛かり増し経費を説明したグラフがあります。基本的にこれをベースに単価を決めることは変わらないでしょうが、掛かり増し経費自体が減少するかもしれないこ

とをどのように検証するのでしょうか。検証は農水省が行うのでしょうか。

それから、環境保全型農業を行っていない農業者に対してアンケートを行うということですが、そのような農業者の中にはかつては有機農業、環境保全型農業に取り組んでいたが、いろんな事情でやめて慣行に戻った人も含まれていると思います。そのような農業者に焦点を当てるのもよろしいのではないかと思います。

(事務局) 掛かり増し経費をどうやって調べるのかといったところですが、第1期対策のときにも、平成30年度に取組農業者の実態調査ということで外部委託を掛けて掛かり増し経費の実態について調査していきまして、その実態調査の結果等も踏まえまして、令和2年度からの第2期が始まる際に、一部取組の交付単価の改定などを実施しています。なので、掛かり増し経費に関してはこの交付金を運用していく中で、常に実態に応じた見直しというのは適宜やっていかないといけないものかと考えておりまして、それには、例えば資材価格の変化だとか技術革新とかで掛かり増し経費が変わってくることがあるかもしれないといったところが想定されております。

更に、例えば習熟による掛かり増し経費の変化をどうやって調べるかという点は、今後検討していかなければならないところですが、例えば、掛かり増し経費のアンケート調査の際に取組の継続年数と併せて聞き、その継続年数に応じて平均値を取ってみるといったこと等が考えられます。

御意見いただきました点については重要なところかなと思っておりますので、今後の調査設計の中で、考慮していければと考えております。ただし、環境保全型農業をやっている人だけでもなかなか数が多くない中で、一旦やめてしまった方々というのは、なおのこと調査対象者として探すことが難しくなるかなという懸念もありますので、もしその辺りで何か御知恵などありましたら、また頂戴できれば幸いです。

(委員) 現在やっていらっしゃる方と、それから、かつてやっていたけれどもやめてしまった方と、それから全くやっていないけれどもこれからやってみたい方と、そこにどういうようにアプローチしていくかというところですね。特に先ほど委員が言われた、やっていたけれどもやめてしまった人たちは何でやめてしまったのかと、何が理由だったのかというのをしっかりと確認できれば、その課題が克服できれば継続できたんだよねということが分かれば、より発展的になるかなという感じはいたします。

(委員) 今までのとちょっと違う傾向のコメントですが、これからアンケートを実施するというので、アンケートで明らかな現場の声をしっかりと拾っていくというのは非常

に大事なことで是非と思いますが、一方で、今は非常に情報が早いですし、あとDXの推進ということもあって、非常に動きが早いじゃないですか。そして、またコロナの影響もあってニューノーマルと言ったりとか、社会が非常に速いスピードで動いている。コロナ危機にも対応しなきゃいけないとか、非常に社会の動きが早いという中では、アンケートを取ってまとめたら、その情報が古くなっちゃったみたいなことがないように、そういった時代の変化にも対応できるような、独立すれば2年後とかでも情報が古くならないように、そういう工夫が非常に重要なのかなと。どうやるかというところまでいくと、ちょっと意見はないのですが、そんなことを感じましたので述べさせていただきました。また、若い人たちの動きとか、考え方とかも、地方に行ってオンラインで仕事もできるようになったりとか、あるいは半分農業をやりながら半分オフィスワークをやるみたいな、そういった人のライフスタイルも本当に変わっていくと思うので、そういったところでも、こういった環境保全型農業がしっかりと推進できるような、そういう情報等も検討しながら進めていけたらいいなと感じましたので述べさせていただきました。

(委員) これは非常に大事なポイントだと思います。限られた方たちの中で従来型のアンケートをして、そこでいろいろ課題を発見したり改善していくという手も一つですが、例えばウェブアンケートみたいな形でかなりオープンに一般の方たちに話を聞いてみると、実は農家の方たちだとか関係者の方たちが思っていた以上に、こういったものにニーズがあるということが分かったら、取り組む人たちにも意欲も上がるとか、実はこういうものやってほしいとか、環境保全型農業をどんどんやってほしいよね、というような声が農業関係者以外のところからもかなり出てきたりするとか、そういう発見もあると思うので、是非アンケートの取り方も、農業者等と書いてありますが、少し設計をする段階で御検討いただければと思います。

(委員) そもそもこの環境直接支払というのをどれぐらい国民に対して認知されているのか。たしか、去年、一昨年ぐらいにやった結果だと余り知られていない。では農業従事者の中でこれを知っている人ってどのぐらいいるのだろうか。それをメリットに変えている人はどのぐらいいるのかとか、何かそういうところの幅広い意見が集められるような仕組みを作ったらいいのかなというふうには私も感じました。

ちょっと質問ですが、掛かり増し経費に対して支払をするという考え方はやっぱり動かないものなのですね。究極を考えると、制度の目標としては地球温暖化防止や生物多様性保全を果たすため、それに効果があるものというのを支援していくわけなので、将来的に技術が発展して、どのぐらい効果があるものかというのを定量的に評価ができるようになれば、本

当に効果がある場合には、掛かり増さなくても、粗放的な管理をしながらでもやれる農業を支援するという考え方も、制度の究極を考えるとあり得るのかなというので、そこら辺もにらみつつ、それは次期にできるとかいう問題ではないと思うのですけれども、そういう視点も含めて考えたらいいのかなというところがあります。

これも意見ですけれども、実施取組の中身を見ても、農業従事者の数とか市町村の取組の数は減っていますが、面積の取組としては増えていると。ということは大規模従事者が拡大をしていただいているということで、多分環境保全という観点からすると、取組面積が増えれば増えるほど、それはいいことなので、それは褒めるべきことだと思うのですけれども、一方で、要は細やかに対応されている小規模な農家の方々ってどう考えているのか。細やかなことをやられて、実際に環境保全の効果としては物すごく高い方々がいらっしゃると思うのですけれども、そういう方々が報われないような制度になってしまうのはやっぱりいけないのかなと。

というところで、意見になりますけれども、以上3点、先々の検討の中で頭の中に置きながら話をしていただければと思います。以上です。

(事務局) この交付金につきましては、基となっている法律、多面法の関係上、今のところ実施に要する経費ということで、いわゆる掛かり増し経費しか認められていない状況でございます。

確かに、効果だとか、その辺の部分で支払の考え方等を、早急にというのはちょっと難しいのかもしれませんが、おいおいそういうことを見越して考えていく必要もあるのかなとは考えてございます。

それから、小さい規模でやっている細やかな農家さんだとかが排除されないように、何とか維持、継続的にやってもらえるような制度設計にもしていかなければいけないのかなとは考えてございますので、将来に向けて、また御知恵を借りながら、いろんな制度設計を考えていければと考えてございます。

(委員) その辺のところは、非常に重要なポイントでもありますので、是非今後進めるときに全体を一つのパッケージだけで強引に進めないようにお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次に資料4について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局) 資料4につきまして、事務局から御説明させていただきます。

交付金のSDGsの各関連目標への貢献の見える化ということでございます。

資料2ページからになりますけれども、SDGsにつきましては改めて説明はしませんけれ

ども、2015年の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げております、持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標でございます。17ゴールと、ゴールごとに設定された169のターゲットがございます。

今回、見える化ということで提案をさせていただいているところでございますけれども、これにつきましては、この交付金の根拠法でございます農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の点検・検証結果が昨年11月30日に公表されました。その中でSDGsの各関連目標とそれに対する支払制度の貢献見える化を図っていきましようとしたところでございます。

これにつきましては、日本型直接支払の多面支払、中山間支払、それから我々の環境直接支払のそれぞれでSDGsに関連した貢献の方見える化していきましようということで、今回この第三者委員会でも御議論していただければというところでございます。

四角囲みの丸3つ目でございますけれども、この交付金制度につきましては、環境保全効果の高い取組等に取り組んでいただいているところでありますので、地球温暖化防止だとか生物多様性保全といったところに貢献していると。SDGsの中でもそういうものには貢献していると整理しています。

また、事業要件としまして、これは法律で決めているところでございますけれども、自然環境の保全に資する農業生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動ということも、各農業者の方に取り組んでいただいているところでございます。こちらでもSDGsの各目標に、遠からず副次的に関連しているのではないかというところでございます。

今回、御議論いただくということでございますけれども、まず直接的に対応している目標、あと副次的に貢献している目標というものを整理した上で、この第三者委員会を始めとした場で、まず見える化を図る。それから、中間年評価や最終評価にも反映していくということで、今回整理をしていきたいと考えてございます。

3ページ目以降、各目標やターゲット等との、対応の整理表を、直接的なものと副次的なものということで、2つに分けて整理してございます。中身について、ポイントに絞った説明になりますけれども、説明させていただきます。

3ページ目の対応整理表の①番で直接的に対応する目標ということで、目標6番ですね。水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保すると。ターゲット6.3で汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物や物質の放出の最小化や、水質を改善するというようなターゲットがございます。

なお、表につきましては、目標、ターゲットのあと環境直接支払による貢献、一番右に貢献

の見える化と実績と、今後の評価の方法等で整理してございます。

ターゲットの6.3でございますけれども、環境直接支払における貢献ということで、ここににつきましては水質保全効果ということで、特に滋賀県の方で緩効性の肥料を利用した取組をしておりますので、こちらが直接的に該当するということでございます。令和2年度実績では、おおむね5千ヘクタールということでございます。こちらについては、第三者委員会の方で併せて水質保全効果の評価をしていきたいと思っております。

それから、ターゲット6.6でございますけれども、水に関連する生態系の保護・回復を行うということでございます。環境直接支払につきましては、水田等における生態系、生物多様性の方の高い取組を支援してございます。有機農業、冬期湛水だとかでございます。見える化の手法と実績としましては、令和2年度実績はおおむね2万3千ヘクタールということでございますけれども、こちらの方も第三者委員会の方で生物多様性保全効果の評価をしていきたいと思っております。

それから、目標の12でございます。持続可能な生産消費形態を確保するというところでございます。ターゲット12.4に、環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減するということがございますが、環境直接支払は化学合成農薬の使用量を原則5割低減するということが交付要件となっております。こちらは全取組の実施面積が該当するのではないかとこのところでございます。

それから、目標13、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じるということでございます。ターゲット13.3で気候変動の緩和、適応、影響軽減がターゲットとして設定されておりますけれども、こちらにつきましても、環境直接支払では地球温暖化防止効果の高い取組を支援してございます。地球温暖化防止効果の高い取組につきましては、令和2年実績でおおむね7万ヘクタールでございますけれども、こちらも第三者委員会の方で地球温暖化防止効果を評価してまいりたいということでございます。

それから、目標15には、陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進がございまして、まず、15.1のターゲットとしまして、陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービス保全、回復及び持続可能な利用の確保ということでございます。

それから、ターゲット15.5におきましては、自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止、あと絶滅危惧種の保護等が設定されてございます。こちらはこの交付金において生物多様性保全効果の高い取組を支援してございますので、こちらの実施面積等を使いながら評価をしていければと思っております。

まず、これが直接的な対応する目標ということで整理させていただければと思ってございます。

4 ページ以降、副次的に貢献する目標ということでございます。こちらは、なるべく幅広く、取り上げつつ、明らかにそぐわない点はなるべく除いた上で、整理したところでございます。

1 つ目としまして、目標の2でございます。

持続可能な農業を促進するということでございますけれども、ターゲットの2.3、土地、その他生産資源や、投入財、知識、金融サービス等への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、小規模食料生産者の農業生産性及び所得を向上させるということでございますけれども、環境直接支払では、推進活動として、中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動というものを設定してございます。こちらにつきましては、令和2年度実績で865件の農業者団体等の方が取り組んでいるという状況でございます。

それから、ターゲット2.4でございますけれども、2030年までに生産性を向上させて、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるというものです。この土地と土壌の質の改善をさせるという点について、支援対象のうち、堆肥の施用だとかカバークロップ、リビングマルチ等が副次的に寄与しているのではないかとということで設定してございます。土壌の質の改善に寄与する取組の実施面積につきましては、令和2年度でおおむね4万ヘクタールあるというところでございます。また、推進活動において、耕作放棄地を復旧した農地における自然環境の保全に資する農業生産活動につきましては、80件取り組まれているというところでございます。

目標4、全ての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進するという目標でございます。

ターゲット4.4、技術的・職業的スキルなど、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を増加させるというところにつきましては、推進活動において自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動というのを設定してございまして、こちらにつきましても、令和2年度実績で1,818件の取組があったという状況でございます。あわせて、先進的な取組事例というものも収集しつつ、貢献見える化をしていければと考えてございます。

ターゲット4.7、全ての学習者が持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにするというところでございますけれども、推進活動として、地域住民との交流会

だとか生き物調査等を設定してございまして、令和２年度実績で950件実施されてございます。あわせて、取組事例等も収集できればと考えてございます。

目標の８でございます。包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用ということで、ターゲット8.4になります。世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させるということで、こちらも推進活動として農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用のメニューがございます。こちらも令和２年度実績で308件の取組があるという状況でございます。

目標の11、包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現するというので、ターゲットは11.4になります。世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化するというので、環境直接支払では、世界農業遺産地域・日本農業遺産地域における環境保全型農業の実施を支援しているところがありますので、こちらにも副次的に関連すると整理をしております。こちらも取組事例を整理、紹介していければと考えてございます。

目標12、持続可能な生産消費形態を確保するというので、ターゲット12.8、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにするというのについては、推進活動として地域住民との交流会や生き物調査等をメニューとして設定してございます。こちらも令和２年度実績で950件の取組がございます。こちらも実施件数と併せて取組事例等を整理していければと思っております。

最後に、目標17、持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化するというのでございます。こちらはターゲット17.17、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進するというので、環境保全型農業直接支払交付金においては、農業者だとか行政だとか地域住民と広く一体化した取組というものも、実施されているところでございますので、こちらも事例として整理していければと考えてございます。

このようにSDGsの各目標、ターゲットと、この交付金による貢献、あと、どれだけ実績があったかだとか、どれだけ寄与しているかというのを数字的なものでもお示ししていければと考えてございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。

貢献の見える化スケジュールということで、表でお示しして、主に赤い部分でございますけれども、今回一定の整理をさせていただいて、これを基に交付状況の点検等を行ってまいります。あわせて、先進的な取組事例の収集等を随時やってまいりまして、第三者委員会の中で状況の報告等をしつつ、評価に反映させてまいりたいと考えてございます。

(委員) それでは、資料4ですね。これの前半が説明になっていまして、最終的にはこの見える化のスケジュールまで含めて、この委員会で承認をするということが必要になってきます。

したがって、承認するかしないかということの前に、この内容について御質問があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員) ①の交付金の事業目的と直接的に対応する目標は妥当だと思いますけれども、②の副次的に貢献する目標との関わり、関係付けというのは、どうも全部こじ付け的で、これも挙げないといけないのですか、本当に。

例えば、4ページの2番目の飢餓を無くすという目標ですけれども、その飢餓を無くす目標の中で関係ありそうな、辛うじて関係があるかもしれないターゲットとして2.3と2.4を挙げているわけですけれども、この2.3も最終的には生産性及び所得を倍増させるというターゲットであり、2.4も土壌の質を改善させるのは生産性を向上させるのが目的である限りにおいて挙げられているわけで、環境保全型農業はそれらと関係ないどころか、掛かり増し経費が余分に掛かっているということからも分かるように、生産性なんていうものは若干犠牲にしているわけで、2の目標は挙げない方がいいのではないかと思います。

(事務局) SDGsとの関連性について整理するに当たって、御指摘あったように、直接的な目標はダイレクトに関係するものとして選んでいる一方、副次的に貢献する目標は、事業目的ではないけれども、交付金の活動をする中で、部分的に貢献していると解釈できる目標ということで、温度差を付けて整理をしています。

SDGsへの貢献を可視化していくに当たって、その整理の考え方は一通りとは限らないかなと考えておりまして、ダイレクトに貢献しているものに絞って見せていくのがいいのか、あるいは農業者に対しての意識付けというところも兼ねて、なるべく幅広く取組を意義付けていくというところがいいのか、様々な視点があるかと思いますので、どの程度までを含めるかというところについては、ほかの委員の皆様の御意見も頂きたいと思っていますところ です。

今御指摘のあった目標2については、この環境直接支払として掛かり増し経費を支援しているということで、コストは慣行と比べて掛かってくる取組にはなります。一方で、ターゲット2.4で「漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、レジリエントな農業を实践する」とあり、特にこの土壌の質の改善という面については、掛かり増し経費を使って支援しているところである堆肥の施用とか緑肥の利用とか、そういった取組は、化学肥料等を使う慣行の農業に比べれば、コストは高くなるという面がございますが、

取組によって土壌の質を高く保つことで、長期的な農業の持続可能性には貢献する、そういったものとして位置付けられるのではないかとということで、提案させていただいている状況です。

(委員) そういう点で辛うじて引っかかるというのは分かるのですけれども、2.4に書かれていることも、それから2そのものも、最終的に飢餓を無くすという目標に向かっての要素としてこれを挙げられているわけですから、そこまで関係付けて政策をアピールするというのが政策のアピールの仕方として余り誠実じゃないなという気がするのですよ。多少引っかかれば挙げていいとは思わないのですよね、私は。

(委員) 今の目標の2番の件ですが、確かに飢餓をゼロにというところでいうと、ぶっつけみたいかなと思うのですが、目標全体的には飢餓を無くすことと、サステナブルな持続可能な農業を推進することが並列で書いて、目的としてゼロハンガーではなくて、並列で併記されているので、持続可能な農業に資することをやっていますよという取組であれば、ここに書き入れていいかなと、私はそういう判断で申し上げたので、私の一意見としてはそういうことをお伝えしておきます。

(委員) この点について、ほかにどうでしょう。どなたかございますか。あくまでも副次的に貢献する目標というレベルでの話ですね。

取りあえず、両方の意見が出ていますので、事務方の方でも、もう一度この件はよく検討をしていただきたいと思います。

(委員) そもそも話ですけれども、何でこの17項目を分けて考えて、これはこれに当てはまるとか、そういう分け方をする意味がまだ理解まだできていないのですけれども、環境保全型農業は、恐らくかなり重なって関わり合っているんですよね、17ゴールに。だから、1個だけじゃなくて、何か分けてこういうふうにすることで、逆に何か意味が分からないというか、森を守ることはいずれ海を守ることにつながっているわけで、その辺の考え方が分けてしまうと、何を伝えたくてこうしているのかなという。

あと、私ちょっと関わっている世界農業遺産の話が目標11に出てきますけれども、基本的に世界農業遺産というのは地球の食料問題の解決のためにF A Oが始めたものなので、基本的にSDG sの17の目標全てと重なり合っているんですね。だから、この11だけにこの名前が出てくるのも何か違和感があって、この表自体がちょっと何を伝えたくてこういうふうになっているのかなというのが分からないという感想です。

(委員) いや、ありがとうございます。非常によく分かります。つまり、環境保全型農業の直接支払交付金の仕事でやってきたことの一つ一つが、17のどの項目に関係しているのかと

いうまとめ方をしていただければ分かるけれども、これはその17の項目を最初に持ってきているから、やってきたことがみんな分断されてしまっているということ、そういう理解でよろしいですか。それから、一つのことというのは、多分、例えば水質保全効果の高い取組の実面積というのは、6番だけに関わっているわけではないですよ。いろいろなものに関わっているから、この項目をもし出すのであれば、SDGsの中で6番以外にもこれとこれとこれに関わっているよという出し方をしていただいた方が良いでしょう。そんな理解でよろしいですか。

(委員) はい。それならすっきりします。まずこっちの環境直払による貢献も、一番、例えば左端に持ってきておいて、それでという形なら見えやすいと思います。ありがとうございます。

(委員) ありがとうございます。委員の意見には私も同感です。

それと関連することですが、質問は2つありまして、このSDGsの17の目標というのは、もちろん国連の目標ですが、このことと先ほど前半で御説明あったみどり食料システム戦略の関係、もちろん関係はあるのでしょうかけれども、それから、それと環境直接支払の関係というのは、3者はどういう関係になっているのでしょうか。既に御説明あったのかもしれませんが、何か上位、下位とか、そういう考え方もあるのでしょうか。それが一つです。

もう一つは、一番分かりやすい、この副次的でない主な効果というものの最初に出てくるこの目標、SDGsでいう目標の6とか12とか、この辺りは確かに関係はあると思いますが、例えば、この2つを取っても、最後のモニタリングの話が出てきますが、見える化のスケジュールというのが出てきますけれども、こういったロードマップみたいな、つまり2021年度以内に何%に増やすとか、最終的に何%にするために、何ヘクタールにするために、年度ごとにそれぞれ数値目標を設けるとか、そこまで考えていらっしゃるのでしょうか。その2点です。よろしくお願いします。

(事務局) まず初めに、SDGsとみどり戦略と、それから環境直接支払の関係について、簡単にお伝えさせていただきます。SDGsは御存じのとおり、国連で決められたのは2015年ですけれども、その後、SDGsの動きを受けて世界的にも、特に欧米の方でも環境保全型の農業とか、環境に負荷を掛けない農業等に注目が集まりまして、2020年の5月にはEUでFarm to Forkですとか、アメリカの方でもいろいろなものが作られている中で、農林水産省としても昨年の秋から検討を始めて、今年5月にみどり戦略を策定したところです。SDGsの流れ、動きを受けながらも、農林水産省はこれまでやってきたこと、今後目指したいところをみどり戦略でまとめたということになります。

そして、みどり戦略の中にK P I という形で、様々な目標、2050年に向けた目標が定められていますけれども、その中に有機農業を2050年までに25%、100万ヘクタールまで拡大するですとか、化学農薬の5割削減ですとか、化学肥料の3割削減ですとか、環境保全型の農業でこれまで取り組んできたことを更に拡大していくような目標が位置付けられているという状況でして、上位、下位ということではないですけれども、そのような流れの中で、SDG s があって、みどり戦略ができて、もともとあった環境保全型農業もその中に更に拡大していく方向で位置付けられているという状況になります。

(事務局) ここで整理した環境直接支払の中だけでのSDG s との対応について、ロードマップを作るといふところまでは現状想定はしていないのですけれども、もちろん、農水省全体としてのみどり戦略のK P I は長期的なものとして定めておりまして、それに貢献するものとして、この環境直接支払も今後推進していければと考えております。

(委員) ありがとうございます。日本政府としてはSDG s がまず基本にあり、農水省の政策もそれに関連付いていなければいけないというご理解なのでしょうか。

(事務局) はい、そうですね。SDG s の中では持続性ですとか人権ですとか、これまで農林水産省では割と生産性の向上とかいうのに力を入れてきた部分もあるのですけれども、それ以外の側面も大切なものとしてカウントしながら政策を進めていかなければいけないという意味で、SDG s をベースにして、みどりの食料システム戦略というのを検討するような土壌が出来上がってきたと考えております。

(委員) 極端なことを言えば、SDG s の前は農水省としては環境保全型農業を一応、推奨していたけれども、本腰ではなかったという、そういうことになりますか。SDG s という明確な目標というか、数値目標が関わってきたので、その下でみどり戦略を作って、みどり戦略から導き出される環境保全型農業の数値目標もあるけれども、それより大元のそのSDG s に結び付けなければいけないというような考え方なのですか。

(事務局) すみません、農林水産省としては、今日お配りした資料の3の3ページとかにもありますが、1999年に持続農業法を制定したりですとか、1990年代から環境保全型農業に係る様々な活動はしてきたところではあったのですけれども、SDG s ですとか欧米の動きを踏まえて、更に本年、動きを加速させるためにみどり戦略を策定したというところになります。

(委員) 分かりました。

(委員) 3ページ目の①のところにもう一回戻ってよろしいでしょうか。この表の一番右側には、貢献見える化の手法と実績というふうに書かれていて、この第三者委員会で評価をし

ている項目が5つのうち、4つまで挙がっているのですけれども、真ん中のターゲット12に対
するところだけ、全部これが、事業全部だからということで何も書かれていないというのは、
第三者委員会で評価していないというふうに見られちゃうのかなと思って、ちょっと事前説明
のときに申し上げたのですけれども。

つまり、この事業で大事なことは、化学肥料を下げるということだけではなくて、農薬も下
げるということを全面的にうたっているわけですから、例えば、このターゲットの12.4の中
に大気、水、土壌への放出を削減するということに対しては、この第三者委員会としても水質
保全の一環として、窒素だけではなくて農薬についても評価しているというふうには見られな
いのかと思いました。いかがでしょうか。

(委員) ありがとうございます。いかがですか。これは先ほどの委員の御指摘とも共通す
るものがありますね。つまり、今まで私たちがやってきた支援対象取組というのが全国共通で
あったり、地域特認があったりするけれども、その一つ一つの中にSDGsの様々な要素がみ
んな入っているわけですね。ですから、この整理の仕方がSDGsの1対1対応で17項目や
られてしまうと、どうしても、恐らく皆さん違和感が生じてしまうと思うのですね。

今、委員が言われたように、面積は出るけれども、出ていないというようなものが出てきた
り、それから、私も気になったのは、例えば地球温暖化の話なんかでCO₂の土壌の吸収量だ
とか、ああいうのも見える化サイトを使って数字で出していますよね。そういうものも入って
いないとか、いろいろあるので、ここはSDGsとの関連目標との対応整理というところは、
恐らくあくまで環境直接支払の中でやってきたものがSDGsのどこに関連しているという説
明をした方が、皆さん納得していただけるのではないかなというように思うのですが、事務局
はいかがでしょう。項目としてはかなり出ているのですけれども、整理の仕方がどちらを中
心にして、どう見ていくかということだと思うのですが。それは何となく私も感じます。あく
までも、この頭の上にSDGsの17項目あって、それをどうかという、そういう仕事をしてき
たわけではないですね、先ほどのお話なんかを聞いていると。いかがですか、事務方の方。

(事務局) まず全体のお話からしますと、ここでSDGsの各関連目標との貢献の見える
化を検討するというふうになっている趣旨としましては、2ページ目の右下にあります多面法
の点検・検証結果の今後の施行方針にありますけれども、飽くまでこの環境支払を始めとする
日本型支払の3施策というのは、多面的機能の維持・発揮を目的にやっているものでして、こ
れまで第三者委員会で評価していただいた第1期の評価にもあります温暖化防止効果、生物多
様性保全効果は、この多面的機能の維持・発揮という形でしっかりと発現している。それを評

価していただいているものと認識しております。

多面法の点検・検証結果のところでは、そういうふうに多面的機能が発揮されている。これがSDGsという視点でもしっかり見せることができる。そうであるならば、実施主体である、農業者団体の皆さんを含めて、国民が分かりやすい形で理解できるように、SDGsという視点でも、SDGsの各関連目標に対して、どのようにこの制度が貢献しているかというところで見える化していくというふうに、理解しておりましたので、SDGsの各17の目標に対して、これまでやってきた実績をそれぞれ分類するならばこういうことになるというところで整理してございます。

(委員) それだと分かりにくいという意見が相次いでいるのではないのでしょうか。多分やってきたことが何だということをしっかりと出していただいて、そのやってきたこと一つ一つがSDGsのこの項目と、この項目と、この項目にしっかり合致しているよという、そういう見せ方をしてほしいという意見だというふうに私は理解したのですが、どうでしょうか。

(事務局) おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。そして、御指摘のとおり、環境直接支払でやっている事業に対して、どのようにSDGsが関連してくるかという見せ方がすなりと頭に入るというのも、多くの企業でそういう見せ方をしているところが多かったりするのもあって、そのとおりかもしれないですけども、多面法との絡みでどういうふうに見せていくかというところを調整した方がいい可能性もあるので、一旦引き取らせていただいてもよろしいでしょうか。

(委員) 皆さん、いかがですか。多面法等の関係で、日本型直接支払、あと2つありますので、恐らく省内でもそこで共通にどういうふうな見せ方をするのかというところで調整が必要になってくると思うので、問題点は多分皆さん共有していただいたと思いますので、この件は一旦事務局に返すということでよろしいでしょうか。この見せ方の件ですね。

(委員) 多面法、みどり戦略あり、SDGsといろいろあるので、それらを整理して、一般の消費者、国民の人たちにとってわかりやすい説明を考えたほうがよいのではないかと思います。

(委員) ありがとうございます。今の委員のコメントをしっかり受け止めていただいて、どういう形で見せたらいいかということをしっかりともう一度御検討いただければと思います。

それでは、この4に関しては、最後の見せ方の部分をもう一度省内で検討いただくということで、この委員会の承認としては、この最後のページですね、貢献見える化のスケジュールというところで、この形でいいかどうかという承認を一応取りたいと思いますが、スケジュールリ

ングの方に関しては、これは皆さん御承認いただくということでよろしいですか。このスケジュールではまずいというのはございますか。スケジューリングの方は、そのような形でよろしいでしょうか。

ということは、委員会の方では、貢献見える化のスケジュールは、これで御承認いただいたという形にしたいと思います。

今までいろいろ意見が出ていた、このSDGsとの関係、これについては、いかがでしょう、農水省さんの方で調整していただいて、また委員会を開いても何ですから、必要があれば一回開いて構わないですが、一度調整が付いて、形式がどういうふうになったかということが分かった段階で、委員の皆様は何らかの形で資料をメールで結構ですでお送りいただくとか、そういうことは可能ですか。

(事務局) はい。また関係するところと調整しつつ、もう一回整理をさせていただいて、改めて、委員の皆様の方に御提示させていただければと思っておりますので、一回引き取らせていただければと思います。

(委員) では本日の委員会では、スケジューリングの方だけ承認という、そういう形でよろしいですか。

(事務局) 承知しました。

(委員) 御協力ありがとうございました。

その他、何か御質問等ございますか。よろしいですか。

そうしたら、活発な御意見を頂き、ありがとうございました。今日用意した内容はここまでですので、もしほかになれば、これで事務局の方へお返ししたいと思います。

御活発な発言と円滑な進行に御協力いただき、ありがとうございました。

(事務局) 最後に、今後の委員会の予定について御説明させていただきますと、次の委員会は年末頃に開催していきたいと思っておりますが、具体的な日程については追って事務局から皆様に御相談させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして、最後に農業環境対策課課長補佐の櫻井より御挨拶申し上げます。

(事務局) 農業環境対策課課長補佐の櫻井でございます。

第3回の環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会の閉会に当たりまして、一言お礼の挨拶をさせていただきます。

この委員会では、委員の皆様、お忙しいところ、本当にありがとうございました。また、大変な熱心な御議論、御助言いただきまして、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

今回の委員会で頂いた様々な御助言、御指摘を踏まえまして、今後の交付金事業の方の着実な推進に当たり、御意見を反映させた上で進めてまいりたいと思っております。委員の皆様には、この制度の発展に向けて、引き続き専門的な視点から御助言いただきたく、お願いいたします。

簡単ではございましたけれども、閉会の挨拶とさせていただきます。

今日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。

(事務局) 本日の委員会は、これで閉会といたします。活発な御議論、どうもありがとうございました。どうぞ引き続きよろしくをお願いいたします。